

令和9年度 保育園等の新規利用のあんない

(2号・3号認定用)

受付期間 【一次受付期間】 令和8年12月1日(火)～12月23日(水)

【二次受付期間】 令和9年 1月4日(月)～ 2月10日(水)

提出先 公立保育園、認定こども園、小規模保育事業所、
市役所保育幼稚園課・各総合支所・支所

※ 原則、私立保育園では提出できません。

※ 小規模保育事業所は、0・1・2歳児が対象です。

※ 保育園等・・・保育園、認定こども園(保育園部分)、及び小規模保育事業所を総称するものです。

1 利用手続きの流れ

【2号認定】 満3歳～5歳の保育が必要なこども

【3号認定】 0歳～3歳未満の保育が必要なこども

対象施設 保育園、認定こども園(保育園部分)、小規模保育事業所

保育園の場合

11月～

市役所・保育園で利用案内、給付認定申請書等を配布

12月～

① 給付認定申請書・利用申請書等を提出
(※原則、私立保育園を除く)



利用希望者

市役所

公立保育園

郵
送

一次受付分：2月頃
二次受付分：3月頃

②給付認定決定通知書
などの交付、保育の利用
承諾決定通知書又は
利用調整結果通知書



利用調整



認定こども園（保育園部分）・小規模保育事業所の場合

10月～

認定こども園（保育園部分）、小規模保育事業所で願書が配布される。

12月～

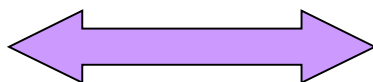
① 給付認定申請書・利用申請書等を提出
（園経由）



利用希望者

郵
送

②給付認定決定通知書
などの交付、保育の利用
承諾決定通知書又は
利用調整結果通知書



③園と利用契約を結ぶ



認定こども園（保育園部分）
小規模保育事業所



市役所

利用調整

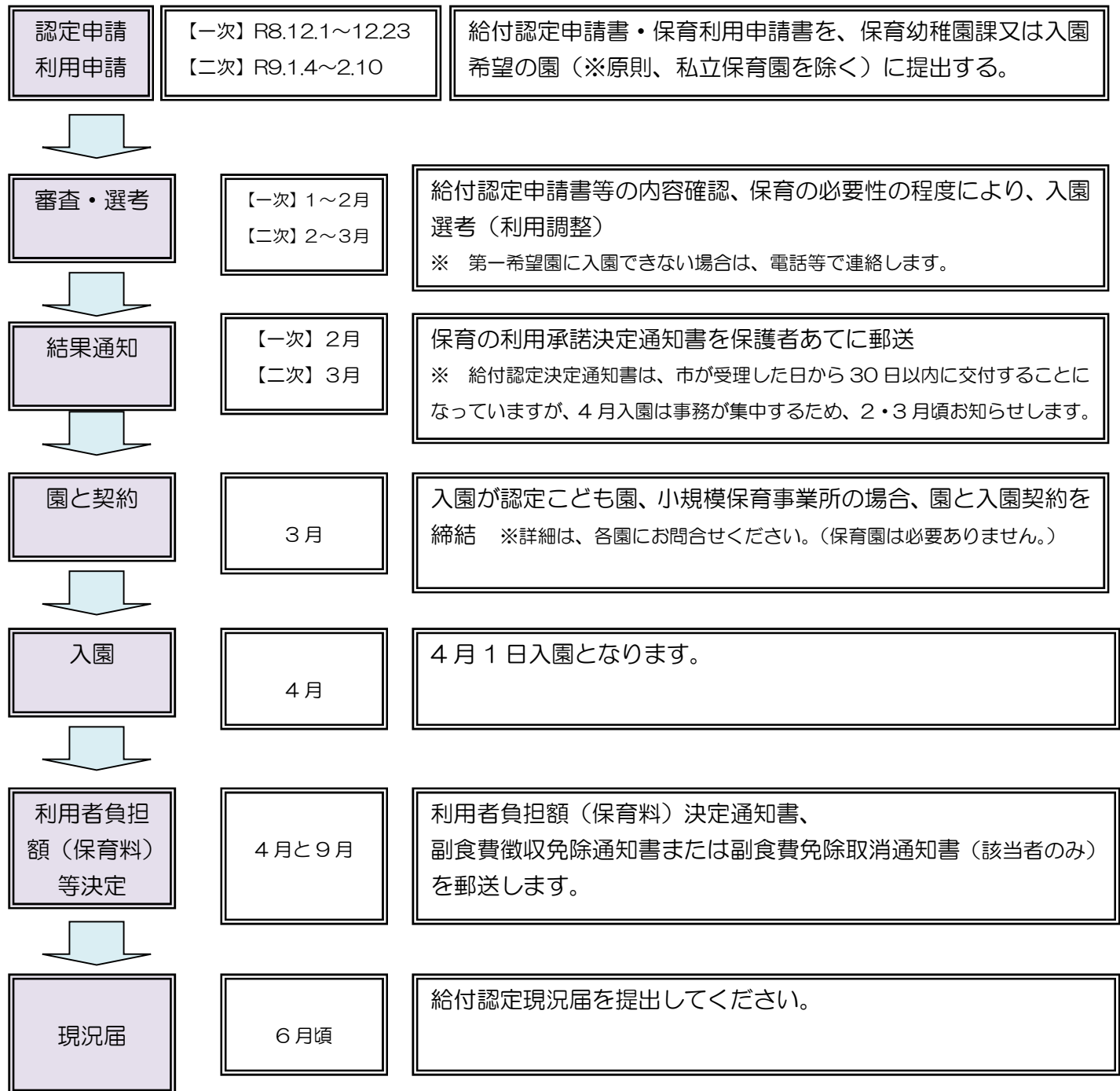
【岩国市に提出が必要な書類】

- ・ 子どものための教育・保育給付認定申請書 （2・3号認定用）
- ・ 給付認定理由申立書（2号・3号）
- ・ 保育を必要とすることを証明する書類
- ・ 保育園等利用申請書

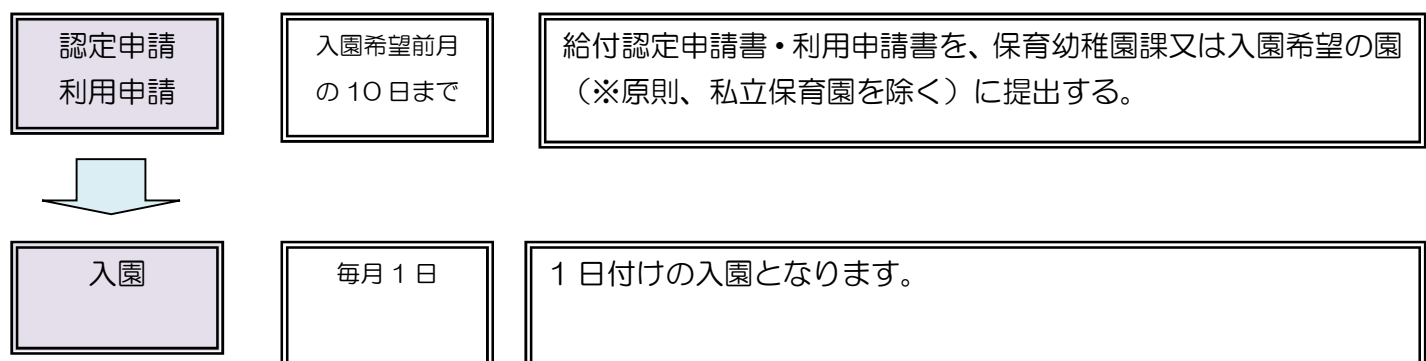
【令和9年度 年齢表】

年齢	生年月日
0 歳児	R8.4.2 ～
1 歳児	R7.4.2 ～ R8.4.1
2 歳児	R6.4.2 ～ R7.4.1
3 歳児	R5.4.2 ～ R6.4.1
4 歳児	R4.4.2 ～ R5.4.1
5 歳児	R3.4.2 ～ R4.4.1

令和9年4月入園までの流れ 【保育園・認定こども園（保育園部分）・小規模保育事業所】



5月以降の入園【保育園・認定こども園（保育園部分）小規模保育事業所】



1 給付認定申請について

保育園等を利用するためには、まず、2号又は3号の給付認定を受ける必要があります。

給付認定の申請をされた場合、申請から30日以内に岩国市から給付認定決定通知書が交付されます。

また、2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

「保育標準時間」は、1日11時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。

「保育短時間」は、1日8時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。

※ 令和9年4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、給付認定申請の結果は、一次受付は令和9年2月までに、二次受付は令和9年3月までに送付します。

保護者の状況に応じた保育の必要量

	保護者の状況	保育標準時間	保育短時間
1	就労、介護・看護、就学・職業訓練等 (月120時間以上)	○	○
2	就労、介護・看護、就学・職業訓練等 (月64時間以上120時間未満)	×	○
3	妊娠・出産	○	○
4	疾病・負傷・障害	○	○
5	災害復旧	○	○
6	求職活動	○	○
7	虐待・DV	○	○
8	育児休業時の継続利用	×	○
9	市町村認定	○	○

※ ※ 保育が困難な時間が月に64時間以上ない場合、保育園を利用することが出来ません。

給付認定の有効期限

認定区分	保護者の状況	有効期限
2号認定 3号認定	就労	小学校就学の始期に達するまで
	妊娠・出産	出産予定月と産前2か月・産後3か月を経過する日が属する月の末日までの期間
	疾病・負傷・障害	小学校就学の始期に達するまで
	介護・看護	小学校就学の始期に達するまで
	災害復旧	小学校就学の始期に達するまで
	求職活動	効力発生日から起算して原則60日(90日を限度)を経過する日が属する月の末日までの期間
	就学・職業訓練	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
	虐待・DV	小学校就学の始期に達するまで
	育児休業時の継続利用	事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市が定める期間(最長で育児休業の対象となる児童が満1歳6か月に達する日の属する月の末日まで)
	市町村認定	事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市が定める期間

※ 3号認定については、「小学校就学の始期に達するまで」を「満3歳に達する日の前々日まで」に読み替えてください。

※ 育児休業中の継続利用は保育短時間となります。

◎申請受付場所

保育幼稚園課、総合支所・支所または利用を希望する公立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所へ。
(※原則、私立保育園は受付できません。)

◎申請に必要な書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。なお、提出された書類はお返しできません。

1 すべての方が必要な書類

- (1) 子どものための教育・保育給付認定申請書 (2・3号認定用)
- (2) 給付認定理由申立書 (2号・3号)
- (3) 保育を必要とすることを証明する書類
 - ※ 世帯の状況により必要な書類が異なりますので、次の表をご確認ください。
 - ※ 保護者等の状況ごとに必要な書類を提出してください。
 - ※ 証明書類の提出がない場合には、求職活動中と同様の取扱いとなります。

就労・内定	「就労証明書」 シフト勤務の方は、シフト表やスケジュール申告書等 自営業の方は、自営業がわかる書類（営業許可証など）
病気・障害	診断書（保育が困難な状況・疾病名・期間が記載されたもの）、身体 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
看護・介護	診断書または介護保険被保険者証のコピー スケジュール申告書
出産予定	母子健康手帳のコピー（表紙と出産予定日の確認できる部分）
災害	災害の復旧にあたっていることを証するもの
就学中	在学証明書と時間割のわかる資料

※ 変則勤務の方、介護・看護の方、就学中（時間割の提出ができない場合）の方については、別途スケジュール申告書をご提出ください。

注）保育料は、世帯の市民税額をもとに計算します。

- ・ 市民税が未申告の方は、保育料が最高階層（最高額）となる場合があります。収入がない方であっても、原則、市民税の申告は必要です。
- ・ 市民税の額が変更になった場合、婚姻・離婚等で世帯員の状況が変わった場合は、保育料が変更になる場合があります。
- ・ 年少クラス以上の児童の保育料は無料ですが、食材料費は保護者の負担になります。
ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと、小学校入学までの範囲のきょうだいのうち3番目以降の子どもについては、副食（おかず等）費が免除されます。

注）保育料の算定は、基本的に父母の市民税に基づき決定しますが、次に該当するご家庭は、お子さんと同居している方を家計の主宰者とみなし、その税額で保育料を算定します。

- ・ 父母またはお子さんが、父母以外の親族の健康保険の被扶養者である場合
- ・ 父母に一定の収入がない場合

(4) マイナンバーカード等が必要です(下記のとおり)

○マイナンバーカードをお持ちであれば、マイナンバーカードのみで確認が可能です。

○マイナンバーカードをお持ちでなければ、次の書類が2点以上必要になります。

●保護者ご本人が申請する場合(保護者の配偶者が申請する場合は、代理人になります。)

1 マイナンバーの番号確認のための書類

次に掲げる書類のうち、いずれか1つ

- ☐ 通知カード
- ☐ 住民票の写し(マイナンバーの記載されたもの)
- ☐ 住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載されたもの)

2 身元(実在)確認のための書類

次に掲げる書類のうち、いずれか1つ(顔写真付きの場合)

- ☐ 運転免許証
- ☐ 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)
- ☐ パスポート
- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 療育手帳
- ☐ 在留カード
- ☐ 特別永住者証明書
- ☐ 税理士証票(提示時において有効なものに限る)
- ☐ (写真付き)学生証・身分証明書・社員証・資格証明書(「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されており、提示時において有効なものに限る)
- ☐ 戦傷病者手帳

※上記の書類の提示を原則とし、提示が困難な場合は、次に掲げる書類(「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されているものに限る)のうち、いずれか2つ

- ☐ 生活保護受給者証
- ☐ 医療保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証(いずれも表面及び裏面)
- ☐ 医療受給者証
- ☐ 敬老手帳
- ☐ 児童扶養手当証書
- ☐ 特別児童扶養手当証書
- ☐ 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書
- ☐ (写真なし)学生証・身分証明書・社員証・資格証明書

●代理人(保護者の配偶者を含む。)が申請する場合

- ・上記1の「番号確認に必要な書類」は、保護者の方のものを提示してください。
- ・上記2の「身元(実在)確認に必要な書類」は、代理人の方のもので原本提示となります。

2 在日米軍の軍人・軍属の方のみ必要な書類

居住の実態の確認、保育料の決定のために必要です。 ◎コピー可

- (1) 日米地位協定第9条第3項または第4項に規定する身分を証するもののコピー(ただし、当該身分証のコピーが困難な場合は、子どものための教育・保育給付認定申請書(2・3号用)の空欄にその記載内容を施設長が転記することで変えることができる。)
- (2) 居住実態申立書(保護者が記入した申立書に、施設長が確認したことを記入し、押印をしたもの。)
- (3) 令和9年4月～8月入園希望の場合
2025年 Form W-2 (Wage and Tax Statement)
9月以降入園希望の場合
2026年 Form W-2 (Wage and Tax Statement)

2 保育園等利用申請について

保育園等の利用を希望する方は、給付認定申請手続きに加え、保育園等の利用申請の手続きを行っていただく必要があります。

(1) 保育園等によって受入年齢、開所時間や保育内容は異なります。入園に際して、入園先の重要事項説明書をご確認ください。利用を希望する保育園等へ直接お問い合わせいただくか、見学等を行い、あらかじめご確認ください。

(2) 【市外の保育園等の利用を希望する場合】

岩国市外の保育園等に利用申請を行う場合は、岩国市役所保育幼稚園課に給付認定申請と利用申請を行ってください。

あらかじめ利用希望先の市区町村に締切日や必要書類をご確認のうえ、締切りに間に合うように余裕を持って申請をしてください。

◎申請場所や時期

はじめて給付認定申請をされ保育園等の利用を希望される方は、給付認定申請と同時にしてください。

すでに、2号・3号の給付認定を受けている方（現況届により年度更新手続きが完了している方）は、利用申請のみを表紙に記載する時期までにしてください。

保育幼稚園課、各総合支所、各支所または利用を希望する保育園等へ

◎申請に必要な書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。なお、提出された書類はお返しできません。

(1) 保育園等利用申請書

3 保育料について（0～2歳までの市民税課税世帯の子どものみ）

4月から8月までの保育料は、それぞれの家庭の令和8年度（令和7年中）の市民税額、9月分以降の保育料は、令和9年度（令和8年中）の市民税額により決定しますが、市民税の申告をされていない方は、仮決定の金額となります。

そのため、市民税額等が判明した場合、入園した月などに遡って保育料が変更となることがありますのでご注意ください。

なお、保育料が決定した後、市民税額が変更になった場合についても、保育料が変更になる場合があります。

◎ 生計を一にする子どものうち、第2子以降の保育料を無償としております。

（ただし、第1子が就労により保護者の扶養を外れている場合、第1子が児童養護施設等に入所している場合、第1子が別世帯にて祖父母等に扶養されている場合などは、その下の子は無償の対象とはなりません）

4 給付認定現況届の提出について（6月頃）

保育園等を利用するためには、あらかじめ保育を受けるための給付認定（2号・3号）を受けている必要があります。

給付認定は、9月1日に年度の切り替えが必要です。6月頃、現況届の提出により更新の手続きをしてください。現況届は、保育園等を通じてお配りします。

＜認定内容＞

2号認定・・・子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合

3号認定・・・子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合

現況届に必要な書類

(1) すべての方が提出が必要な書類（裏面も忘れずにご確認ください。）

	必要な書類
1	子どものための教育・保育給付認定現況届
2	給付認定理由申立書（2号・3号）
3	保育を必要とすることを証明する書類 ※ 保護者等の状況ごとに必要な書類を提出してください（下記一覧参照）。 ※ 証明書類の提出がない場合には、求職中と同様（認定有効期間が2か月）の取扱いとなります。

☆保育を必要とすることを証明する書類

保護者等の状況	必要な書類
就労（内定）されている方	「就労証明書」 ・就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。 ・変則勤務の方はシフト表やスケジュール申告書等の提出が必要です。 なお、シフト表を提出されない方は、1週間の勤務時間がわかるものをご提出ください。 ・読み取れないものに関しては、会社に確認をすることがあります。 ・自営業の方は「自営業がわかる書類」（営業許可証など）
保護者等が病気の時	診断書（保育が困難な状況・疾病名・期間が記載されたもの）
同居の親族を常時介護または看護しているとき	・傷病人の診断書、又は要介護状態がわかるもの ・スケジュール申告書
きょうだい等の通所（通学）の付き添いをしているとき	・「通園・通学証明書」 ・通所（通学）先の発行するスケジュール表（なければスケジュール申告書）
保護者等に障害があるとき	障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し（手帳番号・本人欄・障害名が確認できる部分）
産前産後	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日の確認できる部分）
保護者等が学校に通っているとき	・在学証明書 ・時間割のわかる資料

(2) その他状況により必要な書類

世帯の状況等	必要な書類
在日米軍の軍人・軍属の方	・ 2026 年 Form W-2 (Wage and Tax Statement) ・ 日米地位協定第9条第3項又は第4項に規定する身分を証するもののコピー（ただし、当該身分証のコピーが困難な場合は、施設型給付費等給付認定申請書の空欄にその記載内容を施設長が転記することでかえることができる。） ・ 居住実態申立書（保護者が記入した申立書に、施設長が確認したことを記入し、押印をしたもの。）

注 1) 保育料は、世帯にかかる市民税額をもとに計算します。

市民税が未申告の方は、保育料が最高階層（最高額）となる場合があります。収入がない方であっても、原則市民税の申告は必要です。

注 2) 保育料の算定は、基本的に父母の市民税に基づき決定しますが、次に該当するご家庭は、お子さんと同居している方を家計の主宰者とみなし、その税額で保育料を算定します。

- ・ 父母またはお子さんが祖父母の健康保険の被扶養者である場合
- ・ 父母に一定の収入がない場合

岩国市内の認定こども園、保育園及び小規模保育事業所

■ 認定こども園 ■

(令和8.10.1 現在)

	園名	利用 定員	住所	連絡先	保育時間
私立	認定こども園岩国染香幼稚園	25	岩国 2-6-32	41-0534	7:30~18:30
	認定こども園川西保育園	85	川西 1-7-3	41-0180	7:00~19:00
	認定こども園けんしん幼稚園	38	錦見 5-7-28	41-0738	7:30~18:30
	認定こども園岩国南幼稚園	110	平田 6-28-3	31-8009	8:00~18:30
	認定こども園梅が丘保育園	20	平田 6-50-27	32-4711	7:15~18:30
	認定こども園むろのき幼稚園	50	室の木町 2-5-7	24-3777	7:30~18:00
	認定こども園岩国川下幼稚園	60	楠町 3-2-30	21-0725	7:30~18:00
	認定こども園法寿幼稚園	10	車町 1-9-22	21-3884	7:30~18:00
	認定こども園岩国東幼稚園	115	三笠町 2-2-16	21-2081	8:00~18:00
	認定こども園岩国めぐみ幼稚園	45	元町 2-8-8	21-4344	7:00~19:00
	認定こども園岩国中央幼稚園	140	尾津町 2-7-1	31-7212	7:30~18:00
	認定こども園灘幼稚園	45	藤生町 2-27-18	34-0505	7:20~18:00
	認定こども園藤生幼稚園	19	藤生町 1-3-18	32-1811	7:30~18:00
	認定こども園藤河幼稚園	53	多田 1257-1	41-1873	7:30~18:00
	北河内認定こども園	20	下 454-26	47-2411	7:00~18:00
	認定こども園光顔幼稚園	20	御庄 1691	46-0024	7:00~18:00
	にっしょう認定こども園	56	通津 2766	38-0115	7:30~18:00
	認定こども園玖珂中央幼稚園	36	玖珂町 5167-1	82-5670	7:30~18:30
	たんぼぼ保育園	120	周東町下久原 771-16	84-7373	7:00~19:00
公立	にこにこちどりこども園	60	由宇町港町 1-17-1	63-0617	7:30~19:00
	さかうえこども園	61	美和町渋前 431-1	96-0335	7:30~19:00

※ 入園を希望される場合は各園へ直接お申し込みください。

■ 小規模保育事業所 ■ (0・1・2 歳児対象)

(令和 8.10.1 現在)

	園名	利用 定員	住所	連絡先	保育時間
私立	もみじ保育園	12	南岩国町 4-59-6	34-1877	7:00~19:00
	ファンキーモモさくら	17	今津町 1-18-20	24-3205	7:00~19:00

※ 入園を希望される場合は各園へ直接お申し込みください。

		保育園名	利用 定員	住所	連絡先	保育時間
岩国地区	私立	曙保育園	60	錦見 2-11-30	41-1226	7:00~19:00
		リボン保育園	60	川西 1-7-5	41-0190	7:00~19:00
		平田保育園	80	平田 6-4-20	31-7271	7:00~18:30
		称光寺保育園	90	今津町 6-13-13	22-7358	7:00~19:00
		麻里布保育園	60	立石町 3-3-24	22-8208	7:00~19:00
		あさひ保育園	70	旭町 1-1-1	24-1381	7:00~19:00
		万行寺保育園	70	楠町 3-7-21	22-5215	7:00~19:00
		錦南保育園	70	牛野谷町 3-29-11	31-3233	7:00~18:30
		常照保育園	130	門前町 2-28-15	32-6045	7:00~19:00
		海土路保育園	100	海土路町 2-2-5	31-7502	7:00~19:00
		ひかり保育園	25	小瀬 294-4	52-3872	7:30~18:00
	公立	えきまえ保育園 (新規入園停止)	90	麻里布町 7-1-5	22-5830	7:30~19:00
		ひがし保育園	130	桂町 2-4-56	21-0854	7:30~19:00
		かわしも保育園	90	中津町 2-7-20	21-1657	7:30~19:00
		くろいそ保育園	50	黒磯町 2-47-43	31-6330	7:30~19:00
周東地区	私	たかもり本陣保育園	110	周東町下久原 1265-1	83-0011	7:15~19:15
	公立	そお保育園	20	周東町祖生 4504-4	85-0046	7:30~18:15
		ながの保育園	20	周東町下須通 429-3	84-3665	7:30~18:15
		わかば保育園	50	周東町上久原 1100-1	84-2932	7:30~18:15
由宇地区	私立	清華保育園	50	由宇町千鳥ヶ丘 3-1-7	63-1222	7:00~19:00
		由宇保育園	60	由宇町南 2-10-17	63-0303	7:00~19:00
玖珂地区	私立	玖珂保育園	110	玖珂町 807	82-2363	7:00~19:00
		ルンビニ保育園	60	玖珂町 5950-2	82-2255	7:15~18:30
錦地区	私	ひろせ保育園	20	錦町広瀬 6570	72-2343	7:00~18:30
本郷地区	公	ほんごう保育園	20	本郷町本郷 2058-1	75-2658	7:45~18:00

ご質問等ありましたら、保育幼稚園課までご連絡ください。

岩国市保育幼稚園課 認定・給付班 電話 29-5077